

# 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の在り方に関する検討会報告書概要

- 特定機械等については、構造上の要件を欠くと重篤な災害を招くおそれがあることから、労働安全衛生法では、その安全性能を確保するため、**製造許可及び製造時等検査制度**を設けるとともに、**設置時、使用時の各段階における検査を義務付け**ている。
- これまで、一部検査について民間移管を進めてきたが、社会経済環境の変化等を踏まえ、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止していくため、**更なる行政の効率化や民間活力の活用**を目指し、製造許可及び製造時等検査等の在り方について、安全衛生部長が有識者の参集を求め、検討会を開催した（令和6年1月～3月）。
- 検討会では、以下の6つの論点について検討を行い、その検討結果を取りまとめた。報告書では、検討結果を踏まえ、厚生労働省において、**制度等の見直し等を進め、必要な法令改正等を行うべき**とされている。

## < 検討結果 >

### 1 製造許可及び検査制度の在り方

- ・ 製造許可及び検査制度は、特定機械等の**安全性能の確保や維持に有効に機能**しており、**引き続き、国等の第三者による安全性の担保が必要**
- ・ 製造許可や製造時等検査を受ける必要があることを、メーカー等に対し、**引き続き、周知徹底することが必要**

### 2 製造許可の権限

- ・ 製造許可は、引き続き、権限を有する**行政機関が責任を持って行うことが必要**

### 3 製造許可に係る書面等審査の民間移管

- ・ 書面等審査のうち**技術的基準の審査**は、行政機関と同等の審査ができるよう**登録要件を定め、登録機関が審査を行う制度を設けて民間機関の能力を活用すべき**
- ・ 民間移管に当たり、**行政機関による登録機関の審査の適格性を判断する体制の整備、立入監査等の実施及び民間機関が参入しやすい環境の整備**に留意が必要
- ・ 書面等審査のうち**製造設備等の基準の審査**は、製造許可の権限と併せ、引き続き、**行政機関が行うことが適当**

### 4 製造時等検査の民間移管

- ・ 民間移管済みのボイラー等の製造時等検査は適正に運用されていると評価できることから、**移動式クレーン等の製造時等検査についても、行政機関と同等の検査ができるよう登録要件を定め、登録機関が検査を行う制度を設けて民間機関の能力を活用すべき**
- ・ **全国斉一の検査が行われるような検査基準の策定**や**民間機関が参入しやすい環境の整備**に留意が必要

### 5 落成検査等の在り方

- ・ 行政機関が行っている**落成検査等**は、設置事業場に対する指導を行うことから、今後も**行政機関が実施することが適当**
- ・ 特定機械等の主要構造部分の変更時に労働災害が発生することがないよう、**変更届や変更検査受検の義務を周知徹底することが必要**

### 6 民間の登録機関の適正な業務実施の担保

- ・ 利害関係者による検査を制限し**検査の公正性を確保することが必要**
- ・ 民間登録機関について、**登録要件適合の確認**や、**義務違反等に対する処分**を厳格に行い、**適正な業務実施を担保することが必要**

# 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の在り方に関する検討会

## 検討事項

- (1) 製造許可制度の在り方について
- (2) 製造時等検査制度等の在り方について
- (3) 民間の検査機関等に対する厚生労働大臣の監督権限について
- (4) その他

## 開催実績等

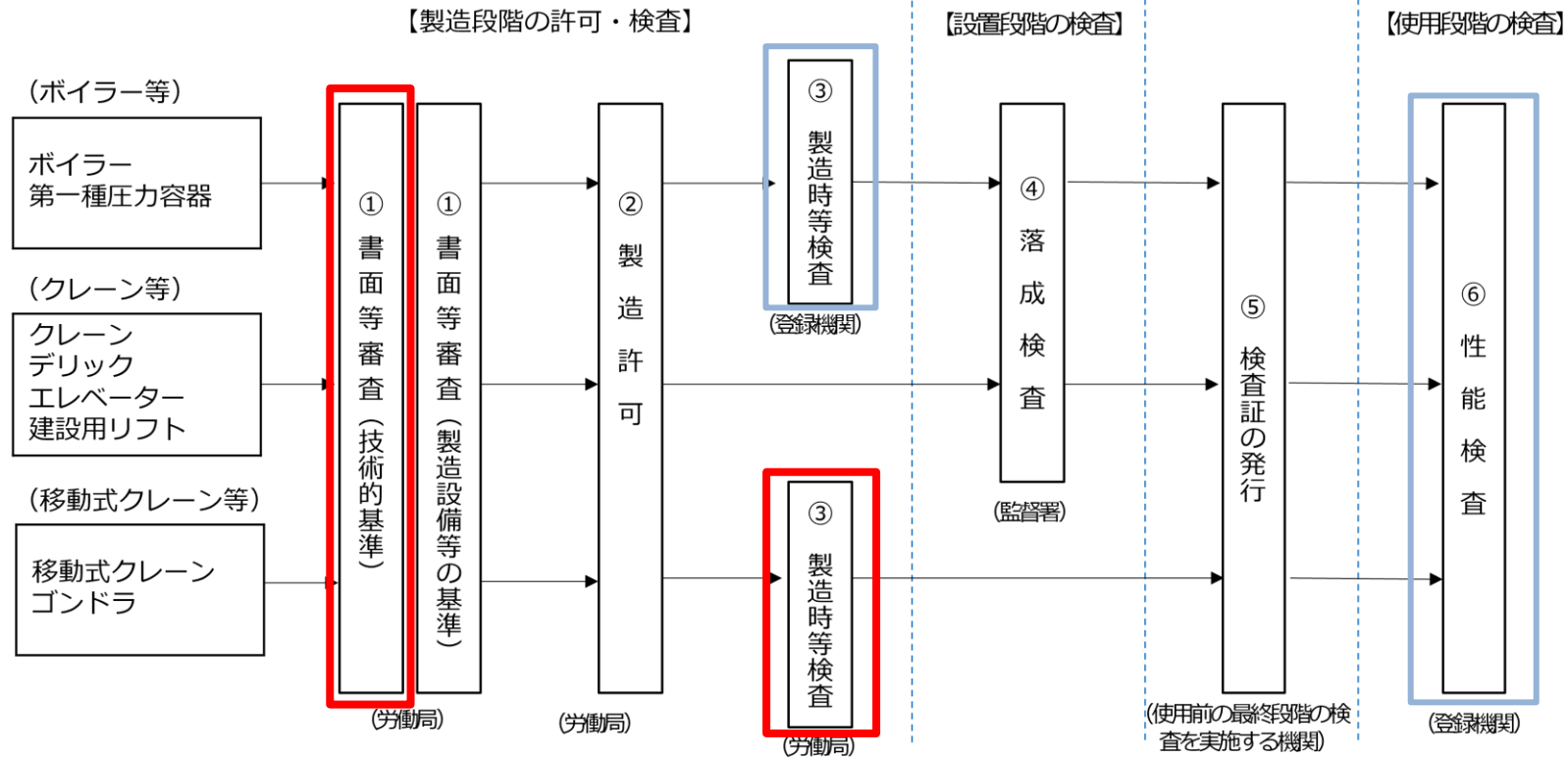
- 第1回：令和6年1月26日  
第2回：令和6年2月29日  
第3回：令和6年3月18日  
～令和6年3月22日

(第3回のみ持ち回り開催)

## 参集者

- 井村真己 追手門学院大学法学部教授  
◎梅崎重夫 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所フェロー研究員  
小林龍生 株式会社キトー技術開発本部制御開発部制御開発グループ主任  
丹治雅人 コベルコ建機株式会社マーケティング事業本部担当部長  
辻裕一 東京電機大学工学部機械工学科教授  
土屋孝浩 日立製作所労働組合中央執行委員  
中村瑞穂 職業能力開発総合大学校能力開発院能力開発基礎系(安全ユニット)教授  
村上弘記 株式会社IHI技術開発本部技監  
山際謙太 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所機械システム安全研究グループ部長代理  
山脇義光 日本労働組合総連合会労働法制局長  
(五十音順、敬称略、◎は座長)

# (参考) 現行制度における特定機械等の種類ごとの製造許可・検査の流れ



**【製造許可】** ※ 製造許可は型式ごとに審査・許可

- 労働局において書面等審査を実施した上で、許可基準に合致しているときに製造を許可（特定機械等全8種で共通）

**【特定機械等の種類ごとの検査】** ※ 検査は個々の機械等ごとに実施

- ボイラー等**は、製造時等検査において水圧試験等により容器の構造上の要件について確認し、落成検査で据付け位置・工事等について確認したうえで、検査証を交付。定期的に性能検査で腐食等について確認し検査証の有効期間を延長。
- クレーン等**は、落成検査において、荷重試験等により構造上の要件について確認するとともに、据付け位置・工事等について確認した上で、検査証を交付（設置場所で組み立てを行うため製造時等検査は行わない）。定期的に性能検査で腐食等について確認し検査証の有効期間を延長。
- 移動式クレーン等**は、製造時等検査で荷重試験等により構造上の要件を確認した上で検査証を交付（移動式のため落成検査は行わない）。定期的に性能検査で腐食等について確認し検査証の有効期間を延長。